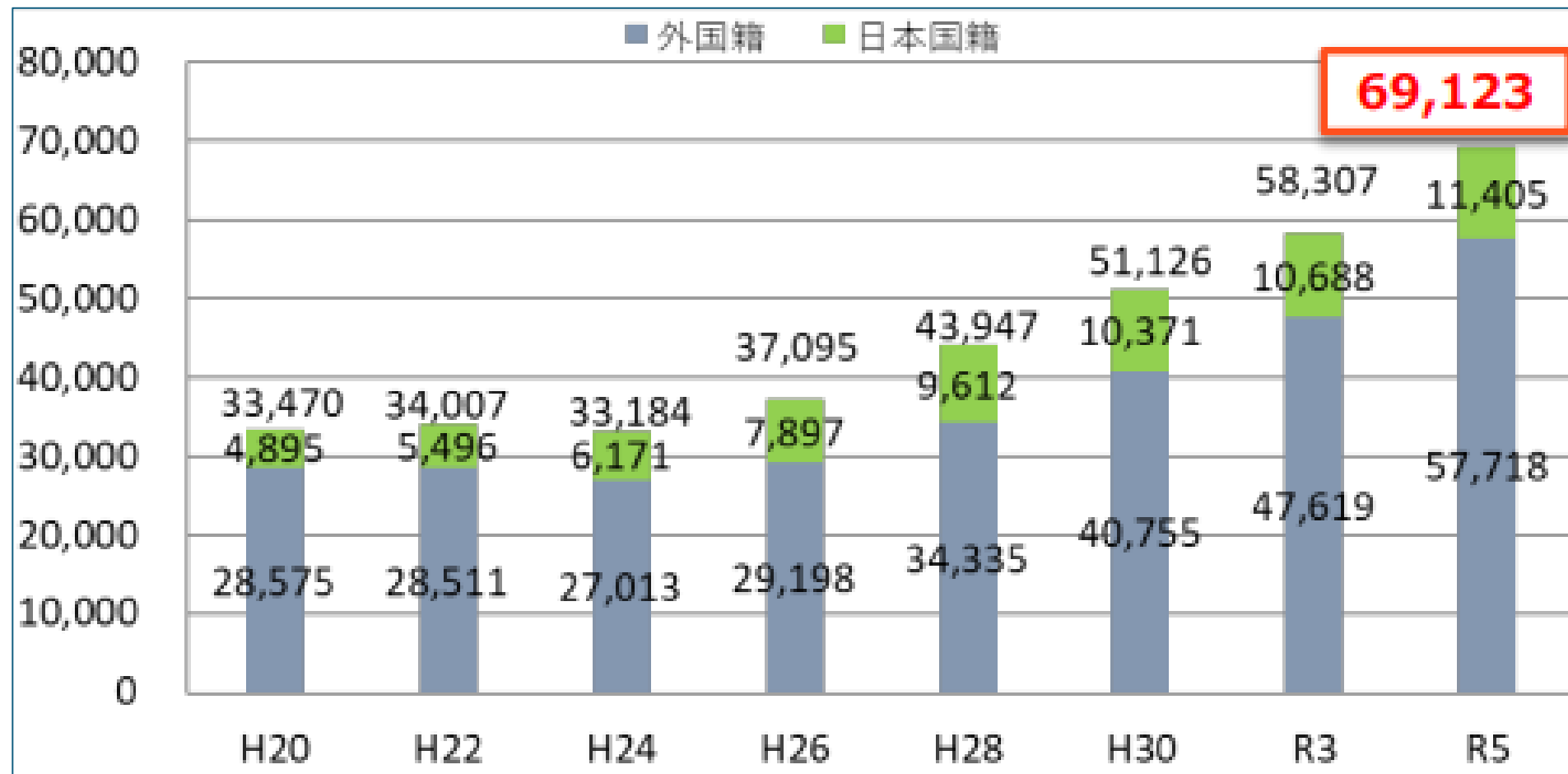


県立高校における 外国人生徒等への支援 について

石川県教育委員会事務局
教職員課 西村俊紀

日本語指導が必要な児童生徒数の推移

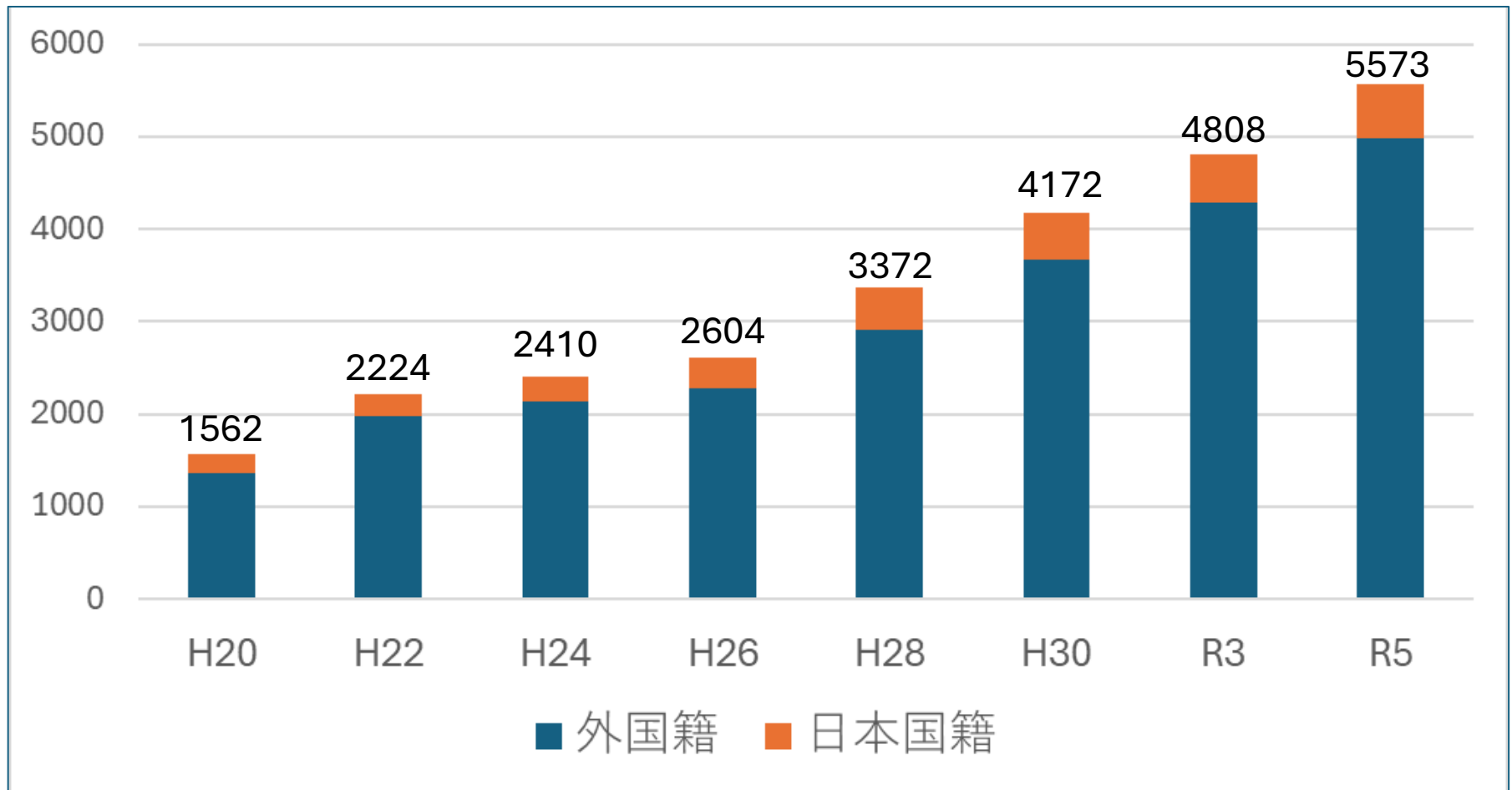


文部科学省

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」令和5年度調査結果より

日本語指導が必要な児童生徒数の推移

＜高等学校＞

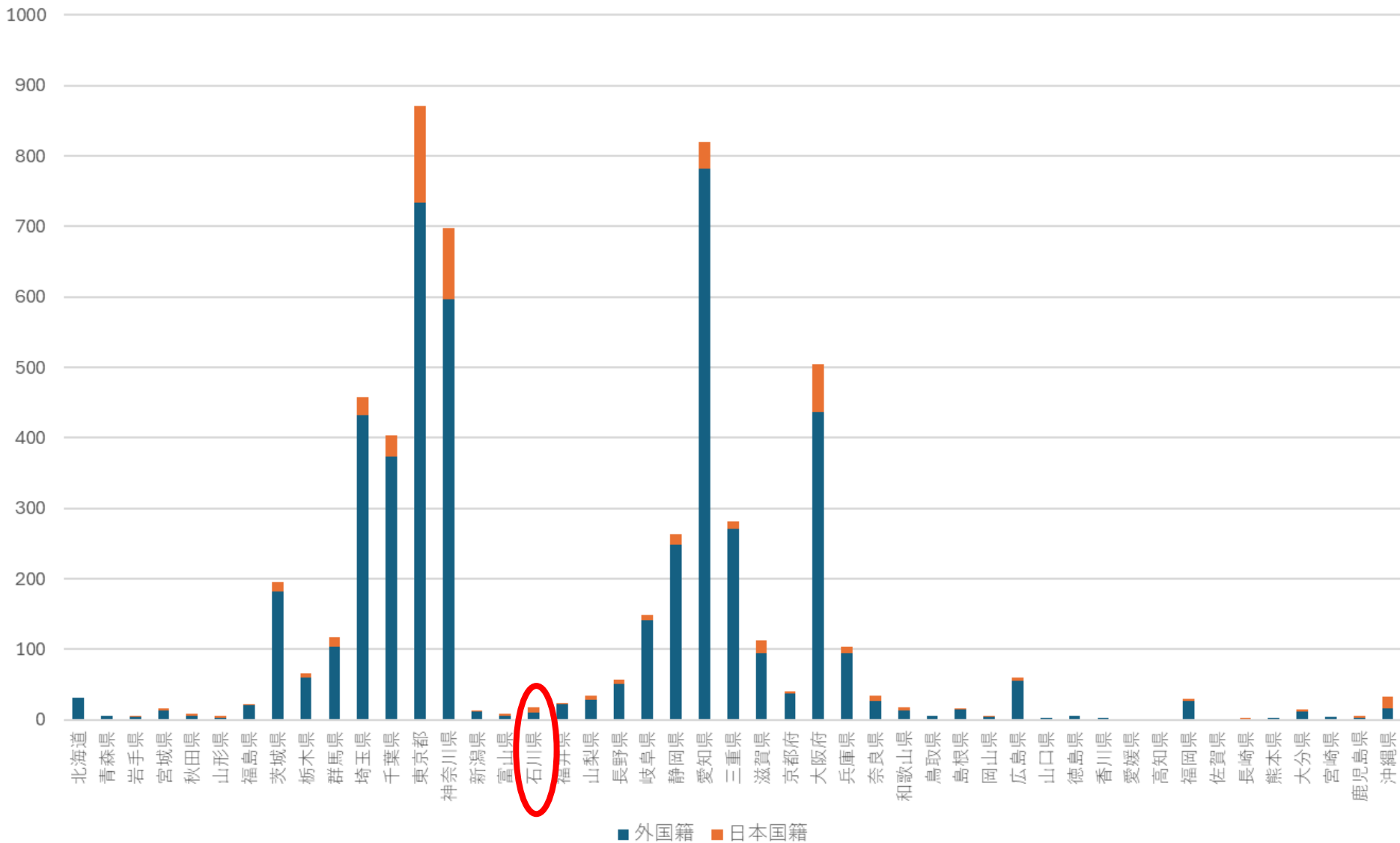


文部科学省

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」令和5年度調査結果より作成

日本語指導が必要な児童生徒数の推移

都道府県別 日本語指導が必要な生徒の在籍人数（高等学校）



日本語指導が必要な生徒（高等学校）

石川県

年度	外国籍	日本国籍
平成26年	2人	0人
平成30年	6人	2人
令和5年	10人	7人

文部科学省

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

調査結果より作成

(H26年度～)

高等学校プラス・ワン・サポート事業

< 事業の概要 >

多様な経験・専門性を有する地域の人材を非常勤講師として配置し、校長が学校教育活動において最重要と判断した課題を解決するためのサポートを実施する。

< 活用例 >

- ・ものづくりマイスターの資格を持つ技術者による
工作機械の指導
- ・建築士による木工実習の指導
- ・IT専門家によるプログラミング指導 など

< 週当たり時間数 >

最大 1 2 時間

(H26年度～)

高等学校プラス・ワン・サポート事業

○日本語指導員の活用例

A 高校	平成 2 7 年度～
B 高校	平成 3 0 年度～
C 高校	令和元年度～

当初は
週あたり
1 2 時間

国予算縮小

令和 5 年度
週あたり 8 時間

外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針

令和2年7月1日 文部科学省

○高等学校等への進学促進

外国人の子供が社会で自立していくためには、高等学校等において適切な教育を受けることが重要である。このため、高等学校等への進学を促進する観点から、教育委員会において以下の取組が求められる。

- ・ 中学校等において、在籍する外国人の子供やその保護者に対し、早い時期から進路ガイダンスや進路相談等の取組を実施すること
- ・ 公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮（試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）等の取組を推進すること

(令和6年度～) 石川県立高等学校 外国人生徒等に係る特別入学

< 出願の条件 >

○外国籍生徒の場合

原則として、出願期間最終日時点で入国後 3 年未満の者

○海外帰国生徒の場合

原則として、出願期間最終日時点で帰国後 3 年未満の者

※募集人数は、募集定員とは別に若干名

< 実施校 >

※令和 7 年度入試

○全日制の課程

加賀、寺井、松任、金沢辰巳丘（普通コース）、
宝達、鹿西、穴水

○定時制の課程

加賀聖城、小松北、金沢中央、羽松、七尾城北
輪島

(令和6年度～) 石川県立高等学校 外国人生徒等に係る特別入学

※令和7年度入試

< 検査科目 >

外国人生徒等に係る特別入学の志願者について、面接及び作文を実施する。

< 入学者の選抜 >

- (1) 外国人生徒等に係る特別入学志願者については、学力検査を行わない。
- (2) 高等学校長は、中学校長から提出された調査書、面接及び作文の結果を総合して、合格内定者を決定する。

帰国生徒・外国人生徒の特別定員枠

令和6年度高等学校入学者選抜（公立高等学校）

対象	特別定員枠を設定している		学力検査を実施しない	
	都道府県数	学校数	都道府県数	学校数
外国人生徒	20	460	4	102
帰国生徒	22	554	4	78

文部科学省「令和6年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」より作成

学校教育法

第41条

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第47条

高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

他県における外国人生徒等支援事業

令和5年度の状況

< A県の例 >

週 7 時間 年間 3 5 週 教員免許保持者

< B県の例 >

1 日 6 時間 年間 3 5 日間 **日本語教育資格**

< C県の例 >

1 日 6 時間 週 3 0 時間 年間 1 0 8 0 時間 **母語支援**

< D県の例 >

年間 1 8 0 日 **母語支援**

< E県の例 >

週 1 回 1 時間（初期指導 1 0 回は 2 時間） **日本語教育資格**

< F県の例 >

週 2 時間 年間 4 0 週 元教員等

(R6年度～)

外国人生徒等支援員配置事業

<趣旨・目的>

高校入試において「外国人生徒等に係る特別入学」が実施されたことを踏まえ、言語支援が必要な生徒に対して、日本語指導及び学校生活支援を行う。

<事業内容>

(1) 日本語指導支援員の派遣（最大週10時間程度）

授業内容を理解出来る日本語能力を身に付けさせるため、日本語指導を行う。

(2) 学校生活支援員の派遣（最大週16時間程度）

通常の学校生活を支障なく送れるようにするため、母語または英語での言語支援等を行う。

県立高校における支援員の配置

<小松北高校の例>

○日本語指導支援員 1人（週12時間勤務）

⇒ 日本語指導・指導計画・教材作成等の支援
授業支援 など

○学校生活支援員 2人（週15時間勤務）

⇒ 日本語指導支援、授業支援の他
保護者懇談での支援（通訳等）
書類手続きの支援
保護者向け文書の作成 など

「特別の教育課程」による日本語指導

< 小松北高校 >

令和 7 年度～

「日本語」の授業を教育課程に位置付ける

「特別の教育課程」による日本語指導

< 高等学校 令和 5 年 4 月 ~ >

○教育課程の位置付け

「特別の教育課程」を編成して実施する日本語の指導を、高等学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。

○指導計画

指導についての計画を個別に作成することなどにより、
効果的な指導に努めるものとする。

「特別の教育課程」による日本語指導

○単位認定、学習評価

- ・生徒が学校が定める個別の指導計画に従って日本語の能力に応じた特別の指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足と認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。

- ・日本語の能力に応じた特別の指導に係る単位を修得したときは、21単位を超えない範囲で当該高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な隊員数のうちに加えることができる。

「特別の教育課程」による日本語指導

○担当する教師等について

- ・ **高等学校教諭免許状を有する必要がある**、加えて、日本語の指導に関する知識や経験を有する教師であることが望ましいが、特定の免許状を保有している必要はない。

- ・ 学校・地域等の実情に応じて、日本語の指導に関する専門的な知識を有する者や外国語に通じる者を配置し、日本語の能力に応じた特別の指導の補助や母語による支援等を行うものとする。

「特別の教育課程」による日本語指導

< 小松北高校の例 >

○単位数 2 (週あたり授業 2 時間)

○履修生徒 7 人

○指導教員等 教諭、日本語指導支援員
 学校生活支援員